

令和2年5月19日

保護者各位

神栖市新型コロナウイルス感染症対策本部
神栖市長 石田 進

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等登園自粛(要請)の解除について

日頃より、当市の保育行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月14日付で本県が緊急事態宣言の区域から除外されたところですが、保育所等の登園自粛につきましては、当初の予定どおり5月31日まで継続します。保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

今後におきましても、保育所等における感染予防対策に取り組んでまいります。集団保育の現場をご理解いただくとともに、登園にあたりましては、下記の点にご留意をお願いいたします。

なお、ご不明な点やご相談につきましては市子育て支援課までお問い合わせいただけますよう重ねてお願いいたします。

記

1 対象施設

市内の認定こども園、保育所等

(市外の保育所等をご利用している場合は、各市町村にお問い合わせください。)

2 登園自粛の解除の日

令和2年6月1日(月)

3 保育料等の取扱い

6月1日からは、保育料、給食費の減額措置はありません。

4 登園する際の注意事項

○可能な限りマスクの着用をお願いします。

○登園前にご家族又は職員が必要に応じて児童の体温を測定し、発熱等が認められる場合は利用をお断りします。過去に発熱等が認められた場合であっては、解熱後24時間以上が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとなります。

問い合わせ先
神栖市役所健康福祉部子育て支援課
電話 0299(90)1206